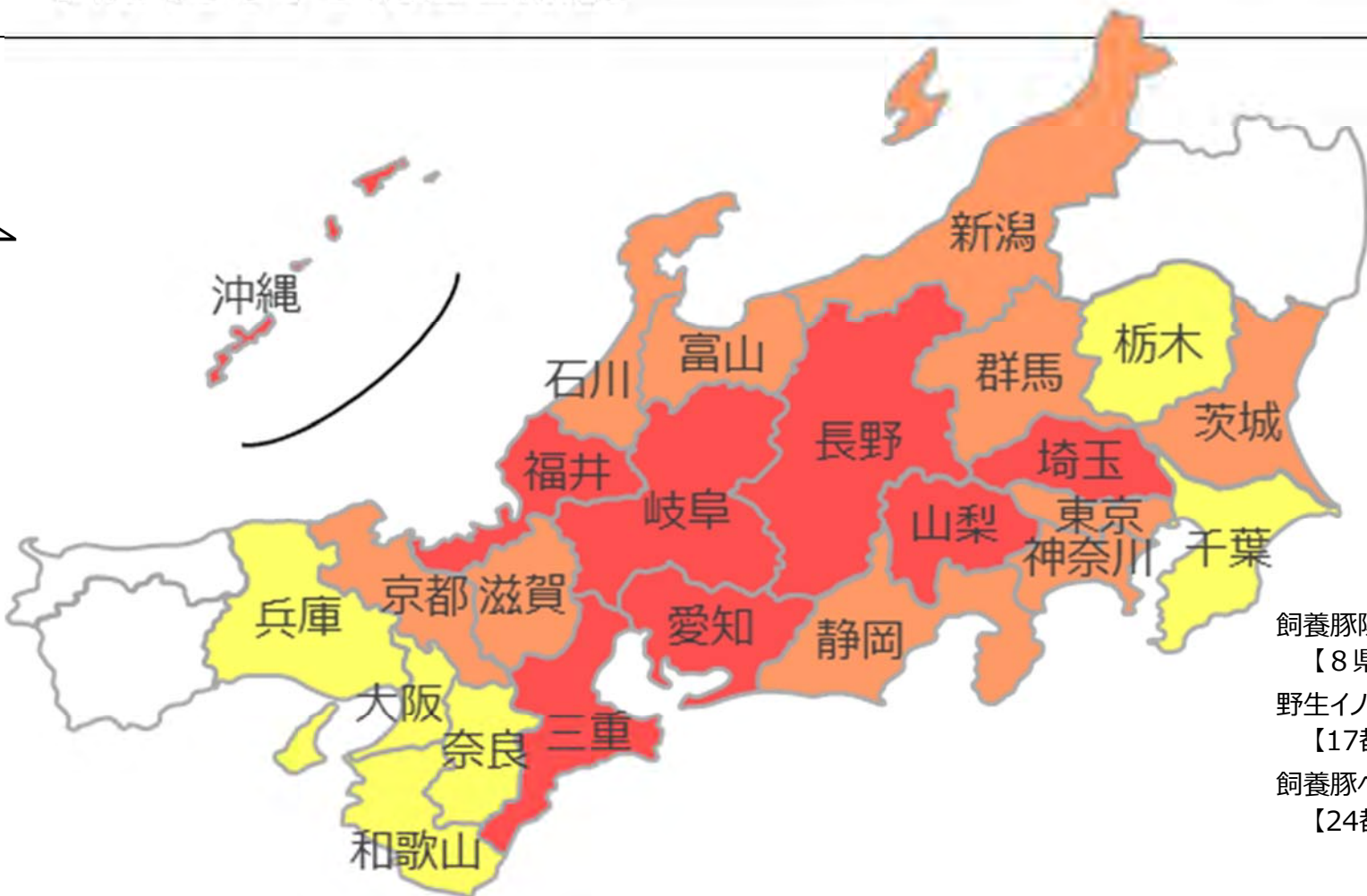


(参考) 我が国におけるCSFの発生状況

- 平成30年9月、岐阜県で26年ぶりに発生。
- 令和2年3月までに8県で58例発生し、約16.6万頭を殺処分。
- 野生イノシシでは24都府県に拡大。
- 野生イノシシのCSF感染拡大防止対策を実施するとともに、令和元年10月から飼養豚への予防的ワクチン接種を開始。

令和2年7月31日現在



飼養豚陽性発生県：赤色
【8県】（飼養頭数 951,040頭(全国の10.4%)）
野生イノシシ陽性発生県：赤色(沖縄を除く) 橙色
【17都府県】（飼養頭数 2,264,720頭(全国の24.7%)）
飼養豚へのワクチン接種推奨地域：赤色 橙色 黄色
【24都府県】（飼養頭数 3,518,190頭(全国の38.4%)）

(参考) CSFの予防的ワクチン接種の枠組み

家畜伝染病予防法（以下「法」）第3条の2第1項に基づき、
農林水産大臣が豚熱に関する特定家畜伝染病防疫指針（以下「防疫指針」）を作成・公表
（同第7項に基づき都道府県知事の意見を求める）

防疫指針第3-3の2(1)に基づき、
牛豚等疾病小委員会の意見を踏まえ、
農林水産省がワクチン接種推奨地域に設定

防疫指針第3-3の2(2)に基づき、
都道府県がワクチン接種プログラムを作成

防疫指針第3-3の2(3)に基づき、
牛豚等疾病小委員会の意見も踏まえ、
農林水産省がプログラムを確認

①法第6条に基づき
都道府県知事がワクチン接種区域の設定及び接種命令
②法第50条に基づき
都道府県知事がワクチン使用許可

ワクチン等の資材の準備

接種開始

プログラムの内容

- 接種区域の設定（対象範囲とその考え方）
- 接種開始時期
- 接種対象頭数、必要なワクチンの数量の見込み
- 接種区域内の農場における接種の進め方（家畜防疫員の確保を含む）
- と畜場における交差汚染防止対策等

都道府県はワクチン接種プログラムの作成に当たり、
農家、と畜場、化製場等の関係者との合意形成を行う。



史跡等購入費国庫補助について

趣旨：文化財保護法の規定により指定等された史跡・名勝・天然記念物の保存のための土地の公有化に要する経費について補助

補助事業者：地方公共団体

補助対象：**史跡等の保存のために行う**次に掲げる土地の買上げ等

- 史跡等の重要な部分をなす地域にある土地の買上げ等
- 史跡等の保存上、遺構等と一体化して保存する必要がある地域で、歴史的環境の保護等から特に重要な地域にある土地の買上げ等
- 史跡等の保存及び活用上、整地、修景、復原等の環境整備を行うことが特に必要とされる場合で、当該地域を公有化しなければその実施が困難である地域にある土地の買上げ等 等

補助対象経費：土地購入経費、建物等物件購入経費、立木竹・建物等移転補償経費、事務経費等

補助率：80%

補助金等適正化法（昭和30年法律第179号）

（財産の処分の制限）

第22条 補助事業者等は、補助事業等により取得し、又は効用の増加した政令で定める財産を、各省各庁の長の承認を受けないで、**補助金等の交付の目的**に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。（略）



補助金交付目的：史跡等の保存



史跡等の保存に支障が生じる活用や、個別の買い上げ目的に反する活用等は認められないが、これらに該当しなければ活用は可能。

提案内容と回答

<提案内容>

- ・「史跡等購入費国庫補助要項」に基づいて補助を受け取得した史跡等について、近年の大風による倒木や獣による掘り起こしなどから史跡等を守る（保存する）ため、保存を目的とした財源を得るための史跡等の活用の範囲について明らかにする。（略）
- ・例えば史跡等の整備上やむをえず生じた間伐材・廃棄材を加工・販売等することについては、「目的に反した使用」にあたらず認められるものと考えられる。（略）



<回答>

- ・「史跡等の整備上やむをえず生じた間伐材・廃棄材を加工・販売等すること」については、収益を史跡の管理費等に充当する場合は補助金適正化法上の目的に反した使用には当たらないものとして取り扱っています。
- ・類似のケースを含め地方公共団体によっては抑制的に解釈している場合もあるものと考えます。
- ・御提案を踏まえ、史跡等購入費国庫補助により取得した土地の活用範囲については、活用可能な場合の例を示すなど、その明確化に努めてまいります。

- 受信料は公共放送機関であるNHKの維持運営のため、国民がその費用を公平に負担するものであり、その免除については、恣意的に行われることがないよう、NHKが策定し、総務大臣の認可を受けた免除基準（日本放送協会受信料免除基準）によることとしている（放送法第64条第2項）。
- 総務省は、NHKから免除基準の変更について認可申請があれば、審査を実施した上で認可する。

（放送法第64条）

協会の放送を受信することのできる受信設備を設置した者は、協会とその放送の受信についての契約をしなければならない [略]。

2 協会は、あらかじめ、総務大臣の認可を受けた基準によるのでなければ、前項本文の規定により契約を締結した者から徴収する受信料を免除してはならない。

（放送法施行規則第22条）

法第64条第2項の認可を受けようとするときは、申請書に次に掲げる事項を記載した書類を添えて、総務大臣に提出するものとする。

- 一 受信料免除の基準
- 二 受信料免除の理由
- 三 受信料の免除が事業収支に及ぼす影響に関する計算又は説明
- 四 実施しようとする期日

- 受信料の免除については、免除基準に該当する放送受信契約について、申請により免除する。
- 免除の申請をしようとする者は、受信料免除の申請書に、理由の証明書等を添えて、NHKに提出する（日本放送協会放送受信規約第10条）。
- 障害者に対する受信料の免除については、「全額免除」「半額免除」の2種類が存在する。

全額免除

■ 要件

10 : ①障害者を構成員とする ②③世帯で、その構成員の全員が市町村税非課税の措置を受けている場合、当該世帯の構成員のいずれかの者がその住居に受信機を設置して締結する放送受信契約

■ 必要な「理由の証明書」

: ① 障害者手帳、② 住民票（世帯全員用）、③ 市町村民税課税証明書（世帯全員分）

半額免除

■ 要件

: ①視覚・聴覚障害者又は重度の障害者で、住民基本台帳法にいう ②世帯主である者がその住居に受信機を設置して締結する放送受信契約

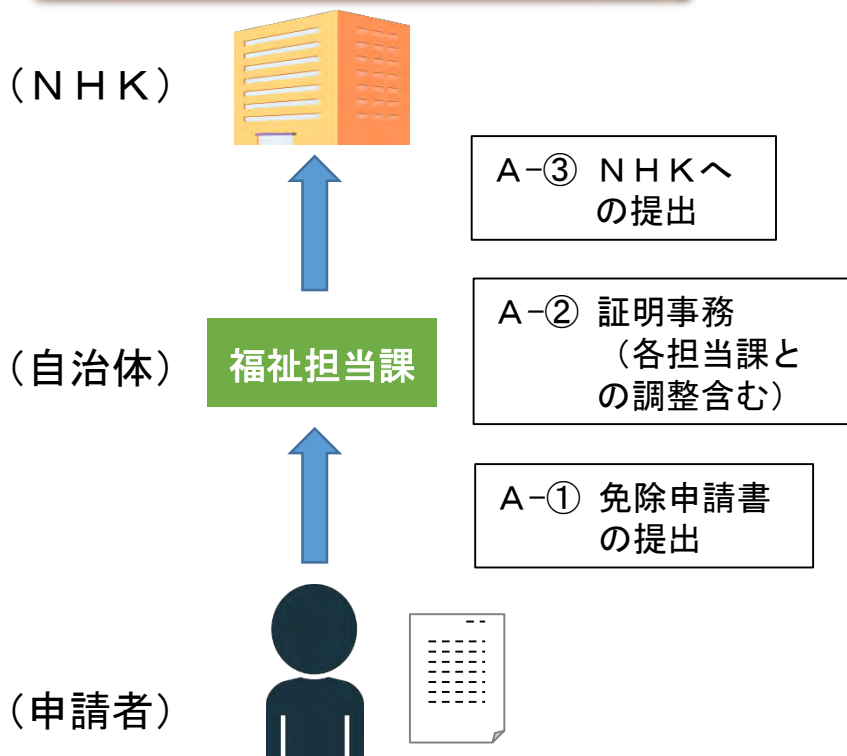
■ 必要な「理由の証明書」

: ①障害者手帳、②住民票（世帯全員用等、世帯主が分かるもの）

- 障害者に対する受信料の免除申請については、申請者（障害者）における必要な証明書を準備するための労力や金銭的負担を軽減し、また、地域における障害者福祉を充実させる観点から、自治体において証明事務を実施し、NHKに提出している。【A】
- また、【A】に加え、申請者（障害者）が自ら必要な証明書等を準備し、NHKの放送局や営業センターに直接持参して確認を受けることも可能。【B】

※【B】については、半額免除に係る申請にあつては平成20年度以前から、全額免除に係る申請にあつては平成20年度に免除要件のうち経済要件を変更し、自治体一律の証明書（非課税証明書）による確認を可能にしたことにより、可能。

自治体証明による方法【A】



NHKに持参する方法【B】

